

経済産業大臣 梶山 弘志 殿
環境大臣 小泉 進次郎 殿

「トリチウム等汚染水の海洋放出反対」と「放射性物質拡散防止の規制強化」に関する意見書
～福島第一原子力発電所からの放射性物質を含む汚染水の海洋放出をやめてください～

生活協同組合パルシステム東京
代表理事 理事長 松野 玲子

私たちパルシステム東京は、平和を基本とし「『食べもの』『地球環境』『人』を大切にした『社会』をつくります」を理念に掲げ、約52万人の組合員が、安心して暮らせる持続可能な社会の実現を願い、事業と活動をしている生活協同組合です。

東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける「ALPS（多核種除去設備）で処理した放射性物質を含む水」（以下、ALPS処理汚染水）について、「日本政府はトリチウム以外の放射性物質の濃度を下げた後に海洋放出することを検討している」と報道されました。しかし、ALPS処理汚染水の海洋放出には以下の点に問題があることから、ALPS処理汚染水の海洋放出をはじめとする環境中への放出に反対し、その処分方法について再考を求めます。

1. トリチウムの安全性には疑問があります

トリチウムの影響については専門家でも意見が分かれています。日本政府は、「水と同じ性質を持つため、人や生物への濃縮は確認されていない」としています。

しかし、トリチウムが有機化合物中の水素と置き換わり、食物を通して、人体を構成する物質と置き換わったときには体内に長くとどまり、近くの細胞に影響を与えること、さらに、DNAを構成する水素と置き換わった場合には被ばくの影響が強くなること、トリチウムがヘリウムに壊変したときにDNAが破損する影響などが指摘されており、安全性が確立されているとは言えません。放出されるトリチウムは大量でリスクがあり、二次処理で大量に含まれているストロンチウムなどが除去できるか不明なので、海洋生物が被爆する恐れがあります。また、生物濃縮を報告する論文もあります。

技術者や研究者も参加する「原子力市民委員会」は「海洋放出案」ではなく、「大型タンク貯留案」、「モルタル固化処分案」を提案しています。敷地としては、福島第一原発の敷地北側7・8号機建設予定地や、後背地などが提案されています。2月の日本政府の小委員会の議論をみる限り、こうした提案について十分検討したとは言い難い状況にあります。

2. 環境基本法における、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染の各種規制法を強化する見直しを求めます

2012年に環境基本法から「放射性物質に関する適用除外規定」が削除されることで、放射性物質が公害と位置付けられ、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染について環境影響評価をすることとしています。環境基本法第21条では「国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。」とし、同法第21条第1項第1号では、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」とあります。

したがって、今回のトリチウム汚染水の安全性についても、各種法体系を見直し、放射性物質の拡散による「公害」の規制を担保する法整備を行なった上で、人の生命や生態系を守るための転換と再構築を強く求めます。

3. 地元漁業者や国民の意見を尊重してください

ALPS処理汚染水の海洋放出が実施された場合、もっとも影響を受けるのは、福島県および近隣県の漁業者です。福島県漁業協同組合連合会の野崎会長は、「地元の海洋を利用し、その海洋に育まれた魚介類を漁獲することを生業としている観点から、海洋放出には断固反対であり、タンク等による厳重な陸上保管を求める」と繰り返し反対の意思表示をされています。

福島県だけではなく、茨城県の漁業者、茨城沿海地区漁業協同組合連合会も反対の意思表示をしており、全国漁業協同組合連合会も「我が国漁業者の総意として、絶対反対。慎重な判断を求める。」とする要請書を提出していることから、日本全体に関わる問題であると考えます。何よりも被災地をさらに苦しめ、漁業関係者の切実な訴えを無視して進めようとして反対します。

福島内外の国民の意見を真摯に受け止め、ALPS処理汚染水の海洋放出をやめ、処分方法の再考を行なうことをお請します。

以上